

資料1

平成30年度第2回福島県国民健康保険運営協議会

平成31年度国保事業費納付金等の仮算定について

平成30年12月26日

福島県国民健康保険課

平成31年度国保事業費納付金等の仮算定結果

1 仮算定結果(県全体・一般分)

単位：億円

	県全体費用A	納付金算定 基礎額C	市町村納付金 dの総額	標準保険料率の算定に 必要な保険料eの総額
医療分	※ 1,290	412	357	279
	1,247	406	350	257
	43	6	7	22
後期分	237	134	118	103
	242	138	121	105
	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 2
介護分	86	48	38	31
	93	53	44	37
	▲ 7	▲ 5	▲ 6	▲ 6
合計	1,613	594	513	413
	1,582	597	515	399
	31	▲ 3	▲ 2	14

凡例

平成31年度仮算定
平成30年度本算定
前年度差

※県全体費用Aの医療分＝保険給付費

■保険給付費増加（43億円）の主な要因

- ・ 1人あたり診療費が高額な団塊の世代の被保険者の増加
- ・ 医療の高度化による診療費の増加

等

2 仮算定結果(一般分)

no	項目	平成31年度 仮算定		平成30年度本算定
		激変緩和前	激変緩和後	激変緩和後
1	1人あたり保険給付費	312,338円	312,338円	290,041円
2	1人あたり納付金額 d	125,501円	124,273円	119,686円
3	1人あたり保険料額 e	101,210円	99,983円	92,843円
4	H28年度1人あたり保険料額 e	102,745円	102,745円	102,745円
5	激変緩和対象市町村	11市町村	16市町村	14市町村
6	1人当たり保険料が上昇した市町村数(対28年度)	22市町村	22市町村	0市町村
7	最大増加率(3ヶ年)	60.49%	2.37%	▲4.99%(2ヶ年)
8	〃 (1ヶ年)	17.08%	0.78%	▲2.53%
9	1人当たり保険料が減少した市町村数(対28年度)	37市町村	37市町村	59市町村
10	最大減少率(3ヶ年)	▲33.24%	▲33.24%	▲33.61%(2ヶ年)
11	〃 (1ヶ年)	▲12.60%	▲12.60%	▲18.52%

■1人あたりの保険料増額の主な要因

【引き上げる要因】

- ・保険給付費の増加(約43億円)により、1人あたり保険料が約22,000円引き上がる。

【引き下げる要因】

- ・前期高齢者交付金の増(+約20億円)、国公費の増(+約1億円)、後期高齢者支援金の減(▲約5億円)及び介護納付金の減(▲約7億円)により、1人あたり保険料が約15,100円引き下がる。

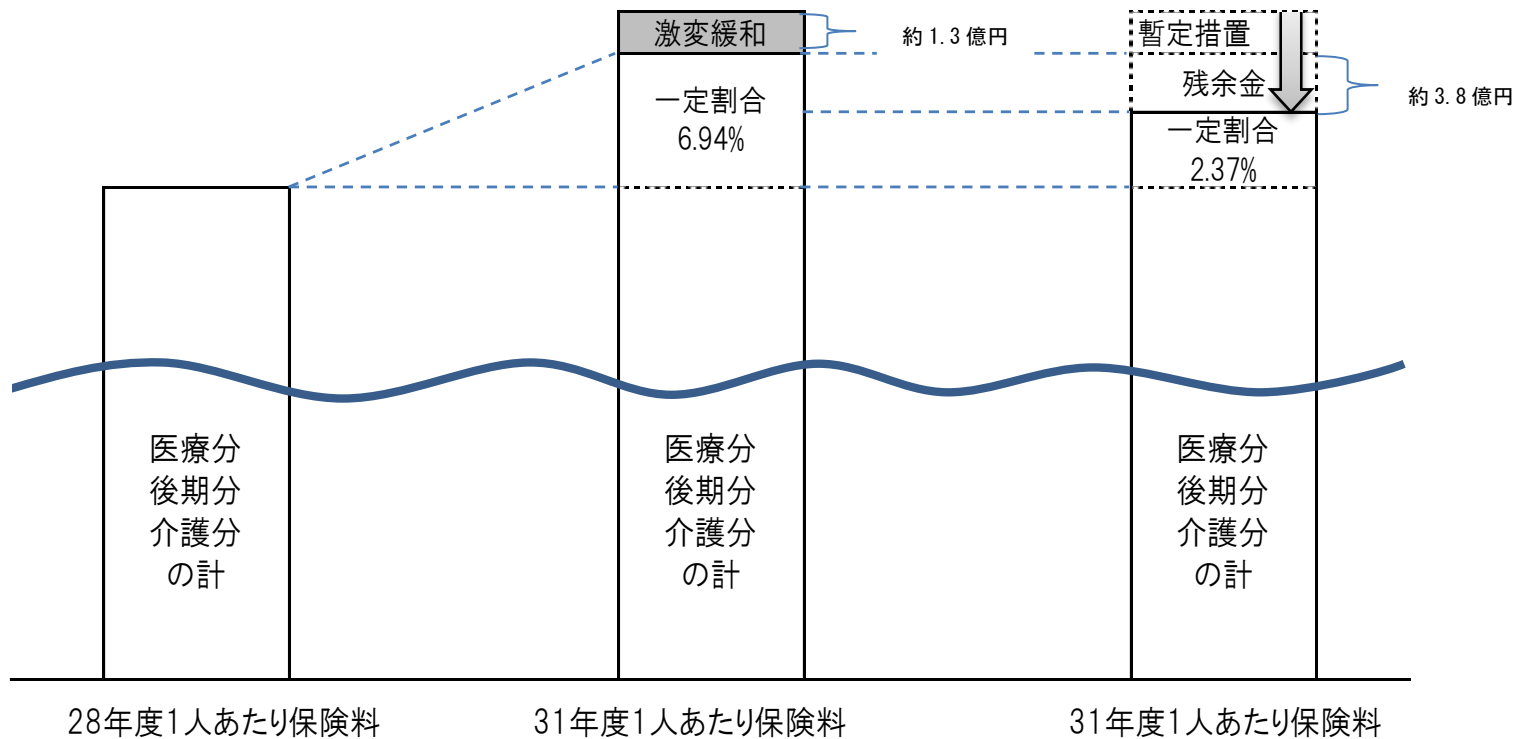
激変緩和について

(1) 1人あたり保険料の激変緩和前と激変緩和後の状況

激変緩和措置後の伸び率(対28年度)を一定割合6.94%(単年度2.26%)とするために必要となる財源は1.3億円となる。

国からの暫定措置(激変緩和財源)は5.1億円交付が見込まれるため、残余金3.8億円は一定割合を引き下げるために活用可能となる。

その結果、一定割合の最大伸び率は2.37%(単年度0.78%)に圧縮された。



◆平成30年度との比較イメージ

